

69

旅病人と八幡八町の町方医師

誌上発表

森永 正文

(医)成医会 もりなが耳鼻咽喉科

郡上八幡(岐阜県)の町方「八幡八町」には、北町(五町)、南町(三町)の各々に一名ずつの名主が置かれ月番でその任に当たっていた。天保～安政にかけて南町名主を務めた新町斎藤家には『名主役中心得書』が残されている。これは名主として関係のある町の諸事についての覚え書きであるが、この中には、街道を旅行中の旅人が病気になった際の各村、宿での取り扱い方が、天保4(1833)年4月に郡上藩から町方へ触出された『尾州様御書付』『(洲原村からの)懸合案』『明和年中公儀御書付』に事細かに記されている。

「他領から尾張藩領に村送りされてくる旅病人の送り状の中には、他領役所での伺い済みの内容が記されていないものもある。他領と境を接する尾張藩領内の村々は、このようなことのない様に他領隣村の村役人と懸け合い、その返答を尾張藩役所へ報告するように」という書き付けが尾張藩役所から領内の村々へ出された。この指示に基づき(尾張藩領)洲原村から「伺い済みのない送り状で村送りされて来る旅病人の中には関所で差し障りがあることもあり、送り出しの村へ戻されることもある。旅病人も困ってしまうので、このような事の無いようにお願いしたい。」という『懸合案』が隣接する(郡上藩領)木尾村へ提示されている。これらの文書とともに、明和4(1767)年12月の幕府からの『公儀御書付』も改めて触出されている。その内容は「一. 五街道の宿々、旅宿、或いは脇街道を含む諸街道の村々で宿を取った旅人が病気になった場合、当所の役人を立ち合わせ、医師を用意し治療を施すこと。その内容を、幕領は代官、私領は領主・地頭に届け出ること。五街道では、道中奉行へは宿送りした上で報告すること。旅病人の病状がよくなる時は、その者の在所の村役人などへ申し送って、親類を呼び寄せ、話し合いの上で親類の者の意向に従うこと。旅病人に治療も加えないで宿送り・村送りの時は、五街道では旅宿屋、問屋及び年寄に、それ以外の街道の村々では宿を提供した者、村役人達に必ず処分が下されるはずである。一. 旅の通行中に病気になった旅人も当所に対応をとること。またその者の往来手形を確認すること。病状の改善がなく旅費も不足につき在所へ送り届けてくれるように申し出てくる場合、書付を取り、近くの支配役所へ報告、指示を受けること。支配役所がない場合は当所の村役人に相談し、旅病人の願い出た内容を記載し、次の村へ駕籠で送り出し、それ以後の村でも旅病人の状態により薬を飲ませ、同様の取り扱いをして在所へ送り返すこと。下略 一. 村送りの途中で旅病人が死んでしまったような時は、次の村へ送り出さないで支配役所へ報告をして当所に仮埋葬すること。中略 最初から行き倒れて死んでしまっているような者の取り扱いも同様のこと。万が一、治療を加えないで、内密に宿送り・村送りするようなことがあれば、必ず処分が下されるはずである」など。ところで、八幡八町の町組織には問屋という役があり、これは村送りの旅の病人を預かり、その詳細を町名主、藩役所に報告し更なる次の措置についての指示を仰ぐというものである。この際、病気になった旅人の診療にあたったのが町方医師である。

これらの旅人の取り扱いについての書付からは江戸期の街道を利用した旅の活発さと、それに伴い旅先で病気になった旅人や不幸にして死の転帰をとる旅人も少なからずいたことが教示される。また、旅病人への対応システムは整備されており、日本人の旅人を思いやる公德心の厚さも感じられる。以上、江戸期の旅病人の取り扱い、及び八幡八町の町方医師についての一端に触れてみたいと思う。